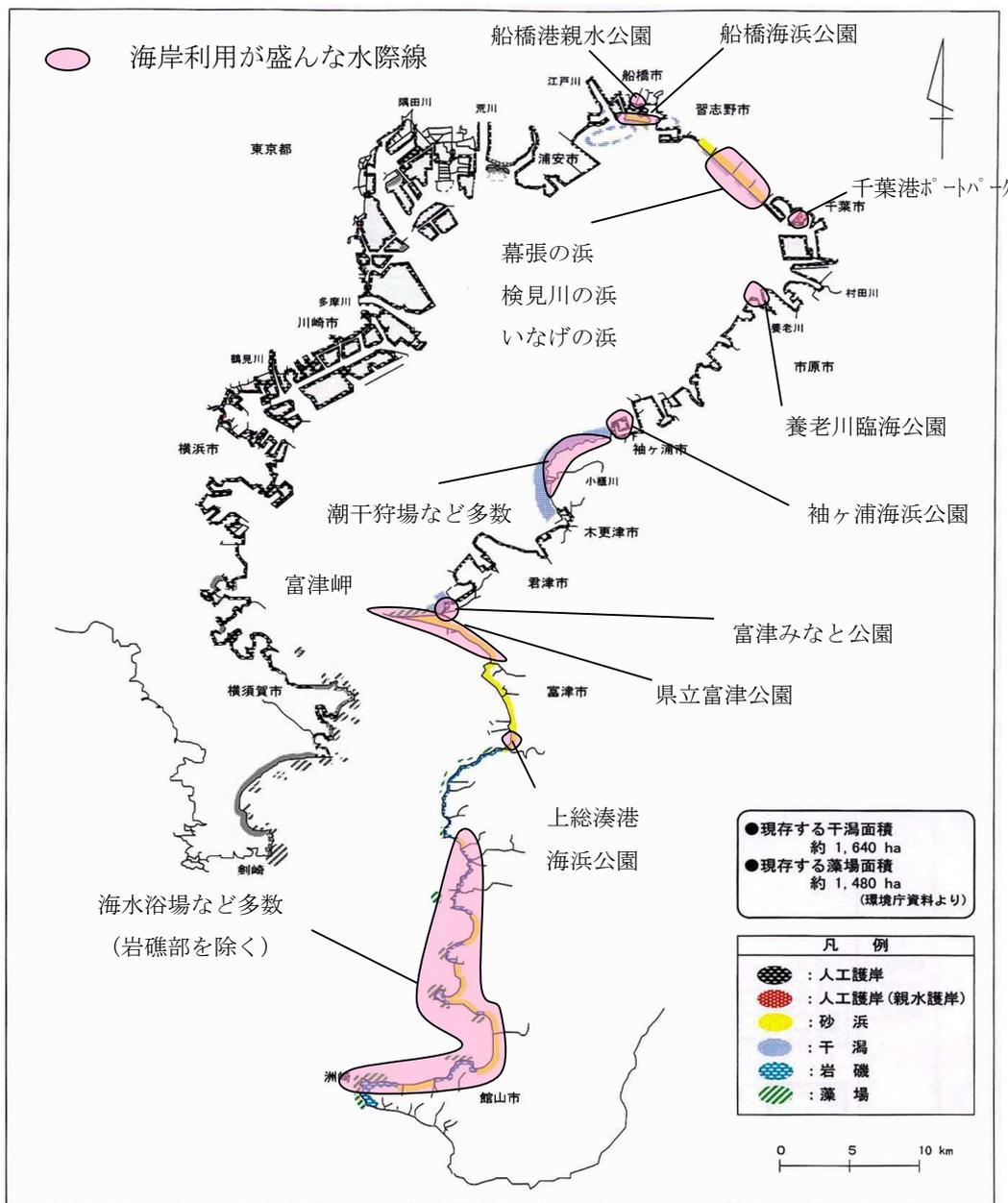


### (3) 利用に関する現況特性

#### 1) 海岸利用が盛んな水際線

東京湾沿岸では、工業用地や岩礁海岸を除き、海岸利用が盛んな水際線が広く分布している。

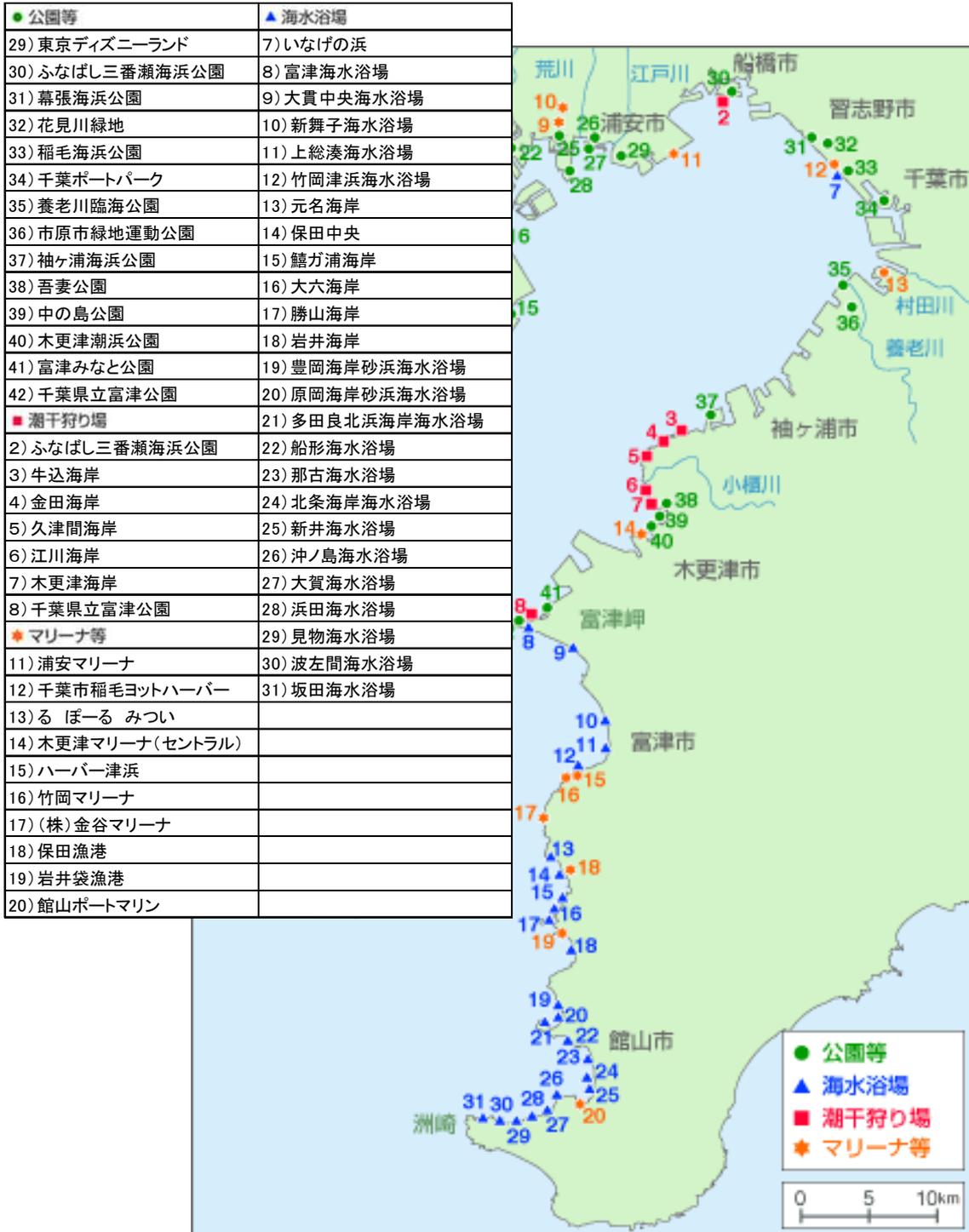


出典：「東京湾環境データブック，平成 12 年 11 月，運輸省第二港湾建設局」より

図 1-2.29 東京湾沿岸のアクセス可能な水際線の状況

## 2) 海洋性レクリエーション利用

東京湾沿岸の湾奥部には、海浜公園・人工海浜などがあり、木更津地区では潮干狩場が多い。また、富津岬より南部では海水浴場も多く、多様な海洋性レクリエーション活動が行われている。



【出典】東京湾環境情報センター

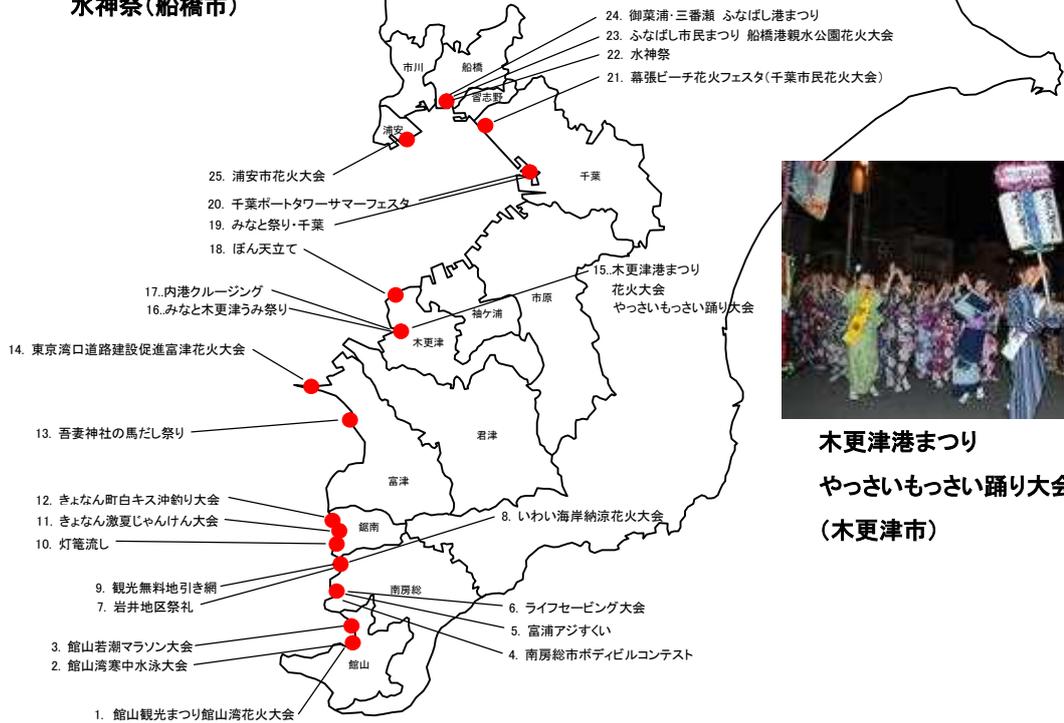
図 1-2.30 主な海洋性レクリエーション施設の分布状況

### 3) 海岸におけるイベント

東京湾沿岸では、夏祭りや花火大会など海岸を利用した多様なイベントが開催されており、毎年多くの観客が集まり、賑わいをみせている。



水神祭(船橋市)



木更津港まつり  
やっさいもっさい踊り大会  
(木更津市)



灯笼流し(鋸南町)



館山湾寒中水泳大会  
(館山市)

出典：各地域観光ホームページより

図 1-2.31 海岸における主なイベント

#### 4) 海岸における利便施設

東京湾沿岸では、海水浴場を中心とする海岸の周辺及び海浜公園等に、パーゴラやベンチ等の休憩施設や、駐車場・トイレ・シャワー等の利便施設が整備されている。

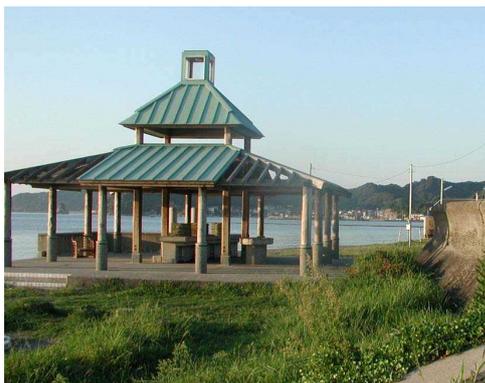
また、スロープ等が設置され、施設のユニバーサルデザイン化へ向けた取り組みがなされているところもある。



館山海岸（那古地区）のトイレ



勝山漁港海岸のベンチ



富浦海岸のベンチ



千葉港海岸（千葉北部地区）のトイレ



千葉港海岸（船橋地区）  
船橋港親水公園のスロープ



勝山漁港海岸のスロープ

#### 東京湾沿岸の主な利便施設

海岸のトイレのバリアフリー化の状況を以下に示す。

表 1-2.15 沿岸市町の海岸におけるバリアフリートイレの設置状況

市町名	海岸名	施設名	設備	備考
館山市	館山海岸	北条海岸公衆トイレ	男女共用多目的トイレ:1階(1箇所) (右壁-両手すり固定) ベビーベッドあり 出入口の幅:80cm以上 非常用押しボタン:1個 (便座から手が届く範囲にある)	駐車場あり 子供用トイレ ベビーチェアあり
		八幡海岸公衆トイレ	男女共用多目的トイレ:1階(1箇所) (右壁-右手すり固定左手すり可動) ベビーベッドあり 出入口の幅:80cm以上 非常用押しボタン:1個 (便座から手が届く範囲にある)	駐車場あり
市原市	八幡・姉崎海岸	市原市海づり施設	男女共用車いす用トイレ:2階(1箇所) 左壁-左手すり固定右手すり可動 出入口の幅:80cm以上 非常用押しボタン:1個 (便座から手が届く範囲にある)	駐車場あり 障害者等用駐車スペースあり(4台)
鋸南町	保田漁港海岸	道の駅きよなん	男女共用多目的トイレ:1階(1箇所) (左壁-左手すり固定右手すり可動) オストメイト対応:汚物流しシャワー型 ベビーベッドあり 出入口の幅:80cm以上 非常用押しボタン:1個 (便座から手が届く範囲にある)	駐車場あり 障害者等用駐車スペースあり(1台)
		鋸南町立中央公民館	男女共用車いす用トイレ:1階 (右壁-右手すり固定左手すり可動) 出入口の幅:80cm以上 非常用押しボタン:1個 (便座から手が届く範囲にある)	駐車場あり 障害者等用駐車スペースあり(1台)
富津市	富津海岸	ふれあい公園	男女共用車いす用トイレ (右壁-右手すり固定左手すり可動) 出入口の幅:80cm以上 非常用押しボタン:1個 (便座から手が届く範囲にある)	
		布引海岸公衆トイレ	男女共用多目的トイレ (右壁-右手すり固定左手すり可動) 出入口の幅:80cm以上 非常用押しボタン:1個 (便座から手が届く範囲にある)	駐車場あり
袖ヶ浦市	長浦海岸	臨海スポーツセンター	男女共用多目的トイレ:1階(1箇所) 右壁-右手すり固定左手すり可動 出入口の幅:80cm以上 非常用押しボタン:1個、その他	駐車場あり 障害者等用駐車スペースあり(3台) 障害者等用駐車スペースの看板あり

資料: ちばバリアフリーマップほか(平成25年5月)

## 5) 漁業活動

現行漁業権の概要は下記の通りである。東京湾沿岸域の漁業権の設定区域は、三番瀬海域・盤州干潟周辺海域を始め、富津岬以南の全域に共同漁業権が設定されている。また区画漁業権、定置漁業権も設定されている。

東京湾沿岸の浅海域では、生産量はノリやアサリが多く、沿岸部ではアジやイワシ等が多い。

### <現行漁業法の概要>

現行の漁業法は、昭和24年12月15日（法律267号）に制定された。

漁業法は、「漁業生産に関する基本的制度」、つまり、漁場を誰にどう使わせるかを定める制度であり、「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構」（漁業調整委員会）の運用によって「水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させる」ことと、「漁業の民営化を図る」ことを目的としている。

[法令に使用されている用語の定義]

- ①「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
- ②「水産動植物」とは、魚類、貝類、藻類、鯨その他海獣一切の水産生物をいう。
- ③「採捕」とは、天然的状态にある水産動植物を、人の所持、その他、人が事実上支配し得るべき状態に移す行為をいう。
- ④「養殖」とは、収穫の目的を持って、人工手段を加えて水産動植物の発生又は育成を積極的に増進し、水産動植物の数又は固体の量を増加させる行為をいう。
- ⑤「事業」とは、ある行為を反復、継続的に行う。
- ⑥「漁業者」とは、漁業を営む者をいう。つまり、営利を目的として水産動植物の採捕又は養殖の行為を反復継続して行う者をいう。
- ⑦「漁業従事者」とは漁業者のために、水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

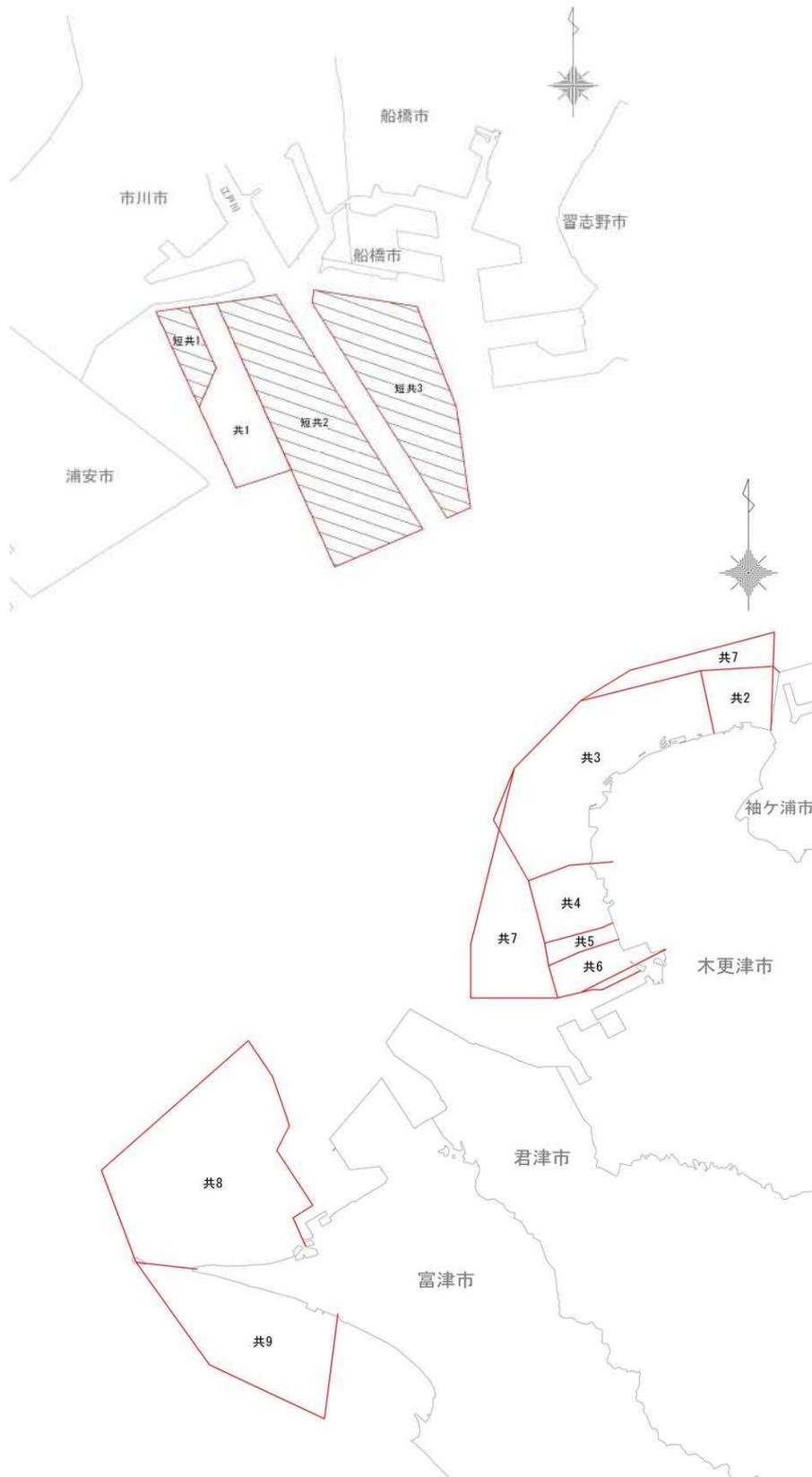
### ○漁業権制度（漁業法第6条～第51条）

- ・ 漁業権とは、特定の水面において特定の漁業を営む絶対権であって、行政庁の免許によって設定される権利である。
- ・ 漁業権の種類は、共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の3種類がある。

表 1-2.16 漁業権の種類

共同漁業権 一定の水面を共同で利用して、営む漁業権である。	
第1種	定着性の水産動物、海藻類等を目的とする漁業 (海面:あさり、はまぐり、だんべいきさご、あわび、さざえ、いせえび、わかめ、ひじき等) (内水面:しじみ、かき、えむし、あおのり等)
第2種	網漁具を移動しないように敷設して営む漁業であって定置漁業及び第5種共同漁業以外 のもの (固定式さし網、すだて、小型定置)
第3種	地びき網漁業であって第5種以外のもの
第5種	内水面において営む漁業であって第1種以外のもの (こい、ふな、うなぎ、あゆ、おいかわ等)
区画漁業権 水産動植物の養殖を一定の区域内で営む漁業権である	
第1種	一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業 (のり養殖、わかめ養殖、ぶり、まだい等の魚類小割式養殖)
第2種	土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業 (ひらめ等の築堤式養殖)
定置漁業権 最高潮時において身網の最深部が水深27m以上に設置される定置網	

出典:「千葉県における漁業権の概要」(平成25年9月、千葉県農林水産部水産局)



出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成 25 年 9 月、千葉県農林水産部水産局）

図 1-2.32 東京湾沿岸の漁業権の設定状況

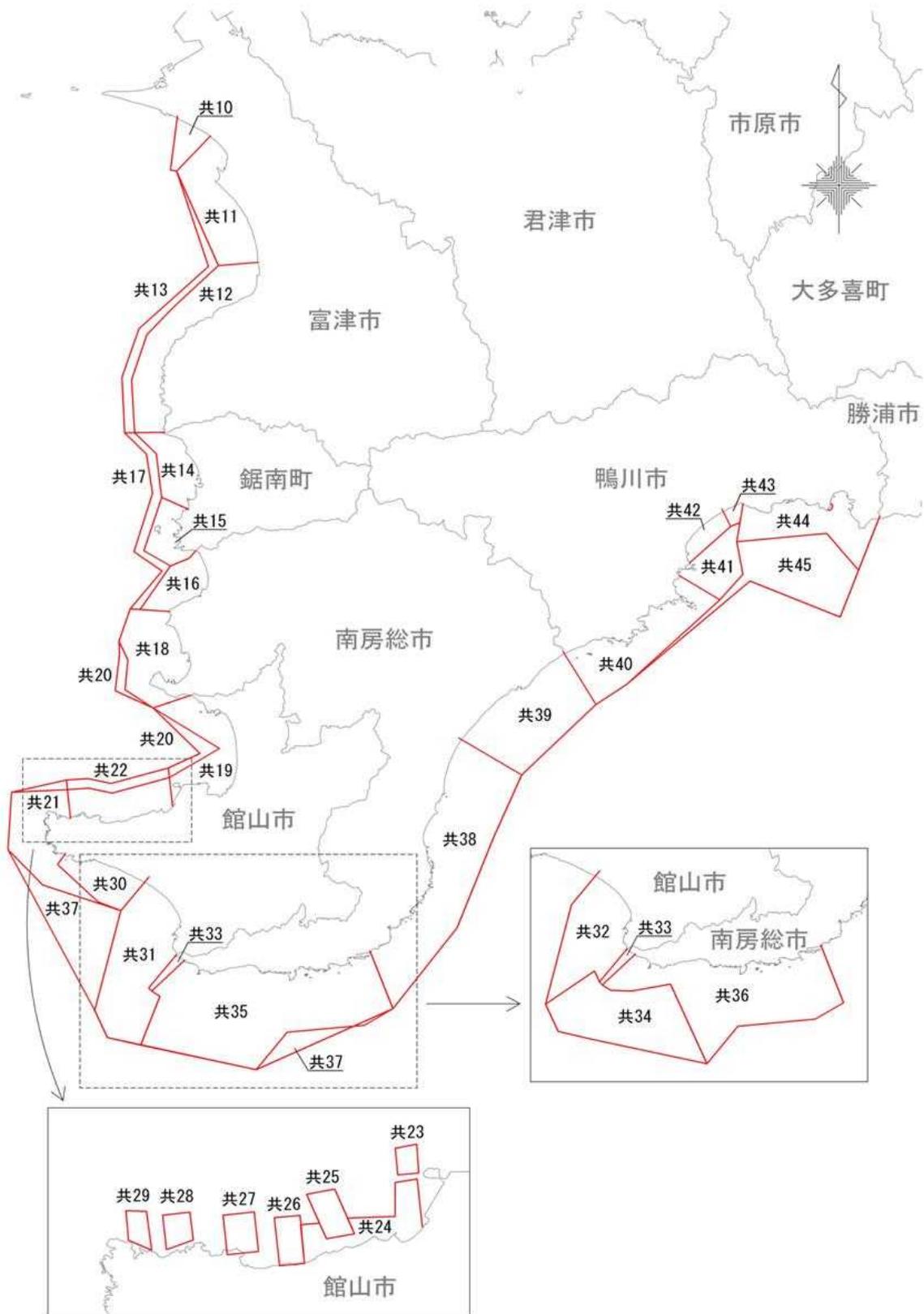
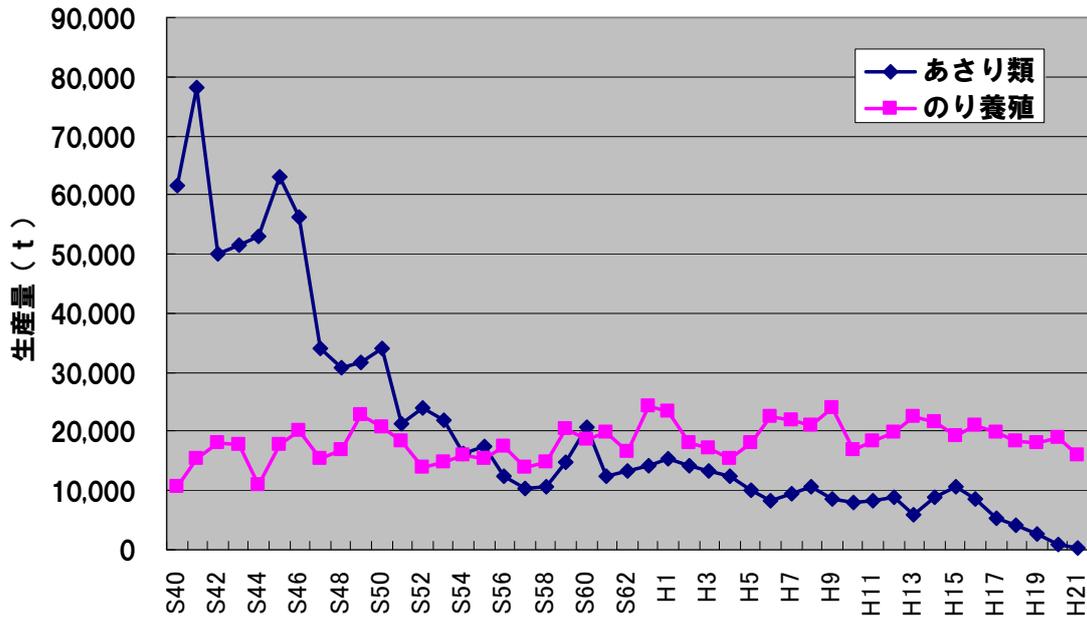
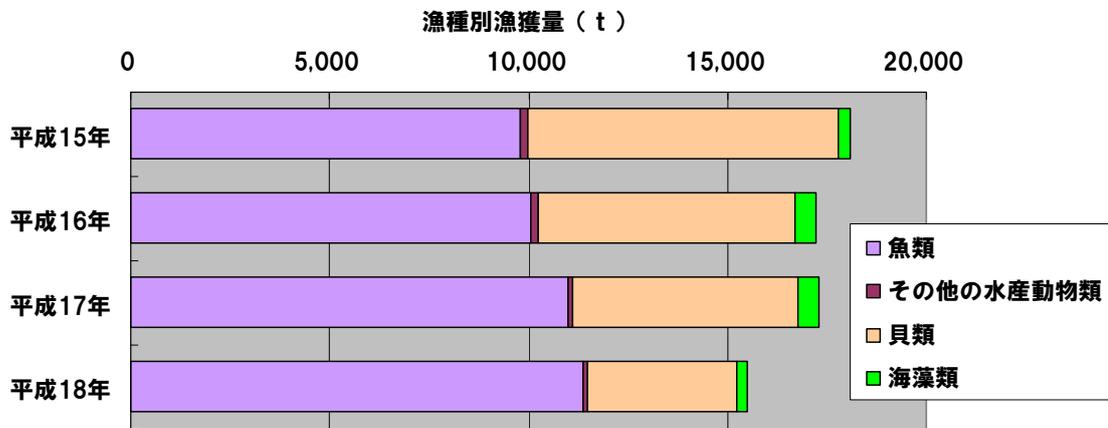


図 1-2.33 東京湾沿岸の漁業権の設定状況



出典：「千葉県水産ハンドブック」（千葉県農林水産部水産局）より作成

図 1-2.34 あさり類、のり養殖の生産量の推移



(主要漁業地区：船形、富浦、富山、勝山、富津、木更津、金田、船橋)

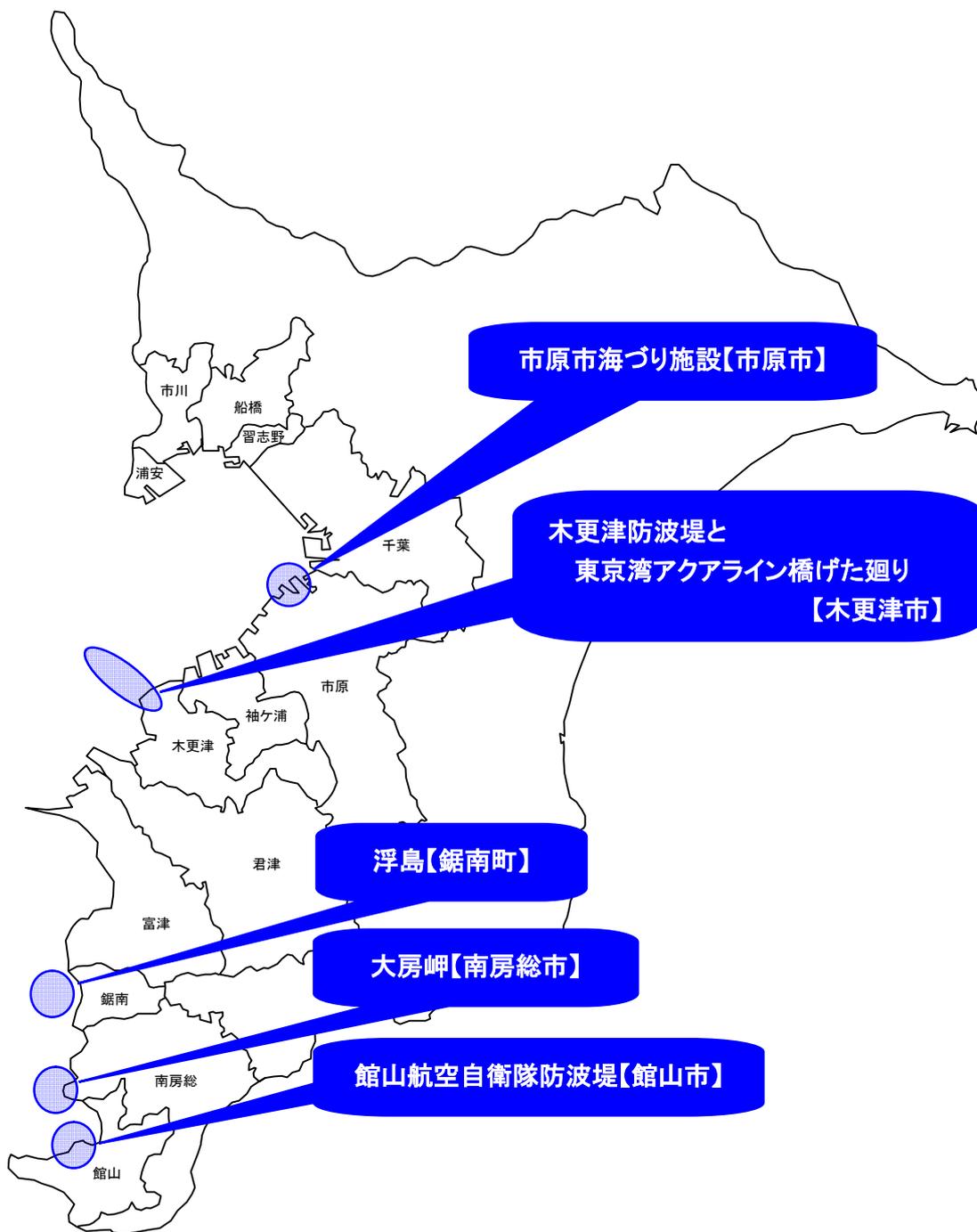
年次	総数	魚類	その他の水産動物類	貝類	海藻類
H15	18,081	9,810	162	7,811	300
H16	17,217	10,058	192	6,459	510
H17	17,297	10,983	135	5,668	512
H18	15,489	11,375	125	3,741	247

(魚類：カツオ、イワシ、アジ、サバ、スズキ等)

出典：千葉県統計年鑑、関東農政局千葉農政事務所「海面漁業生産統計調査」

図 1-2.35 千葉県東京湾沿岸の主要漁業地区の漁種別漁獲量の推移





出典：「私たちの東京湾」（東京湾岸自治体環境保全会議、平成 19 年 3 月）より

図 1-2.37 東京湾沿岸の代表的な海釣り場

## 6) 不法係留船舶

東京湾沿岸には、河口や港湾・漁港付近に、不法係留船舶が多く存在する。これらの不法係留船舶は、景観を損なうと共に、県民の生活の保持、公共水域を利用した円滑な経済活動、公共水域周辺の良い生活環境の確保のため、総合的な対策を講じる必要がある。

これらの状況を踏まえ、千葉県では「千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を定めており、平成 15 年 1 月 1 日から施行されている。

条例に基づき、プレジャーボートの放置を禁止する「適正化区域」「重点適正化区域」を指定されている。「適正化区域」「重点適正化区域」では、適正な場所で係留保管するよう条例に基づく指導・警告を実施され、指導・警告に従わない場合は、移動措置などが実施されている。

このような対策の効果もあり、不法係留隻数は平成 13 年度をピークに減少しており、平成 22 年度では平成 13 年度の 6 割程度の水準となっている。

表 1-2.17 地区別不法係留隻数

区分	不法係留船隻数	構成比
東京湾	2,041	57%
内房	954	27%
外房	143	4%
九十九里・銚子	107	3%
内水面	333	9%
計	3,474	100%

(地区の区分)

東京湾・・・浦安から富津岬までの海域及び当該海域に流入する河川等

内房・・・富津岬から館山市までの海域及び当該海域に流入する河川等

外房・・・南房総市(旧白浜町)からいすみ市までの海域及び当該海域に流入する河川等

九十九里・銚子・・・一宮町から銚子市までの海域並びに当該海域及び利根川に流入する河川等

内水面・・・上記以外の水域

【出典】不法係留実態調査(平成 25 年度, 千葉県)

表 1-2.18 不法係留隻数の推移

区分	H10 年度	H13 年度	H16 年度	H19 年度	H22 年度	H25 年度
プレジャーボート	1,684	2,900	2,387	1,782	1,701	1,650
プレジャーボート以外	3,804	2,903	3,283	1,962	1,773	1,928
計	5,488	5,803	5,570	3,744	3,474	3,578

【出典】不法係留実態調査(平成 25 年度, 千葉県)

## 7) 海岸への車両乗り入れ

富津以南の砂浜海岸にはハマヒルガオなどの海岸植物なども生息しているが、最近では海岸への車の乗り入れが問題となっている。



海岸への車両乗り入れの例（富津岬）



車両進入禁止の標識（波左間漁港）

## 8) 海岸における不法占有

東京湾沿岸の富津岬以南においては、海水浴場が多数分布しており、毎年数多くの利用者が訪れている。

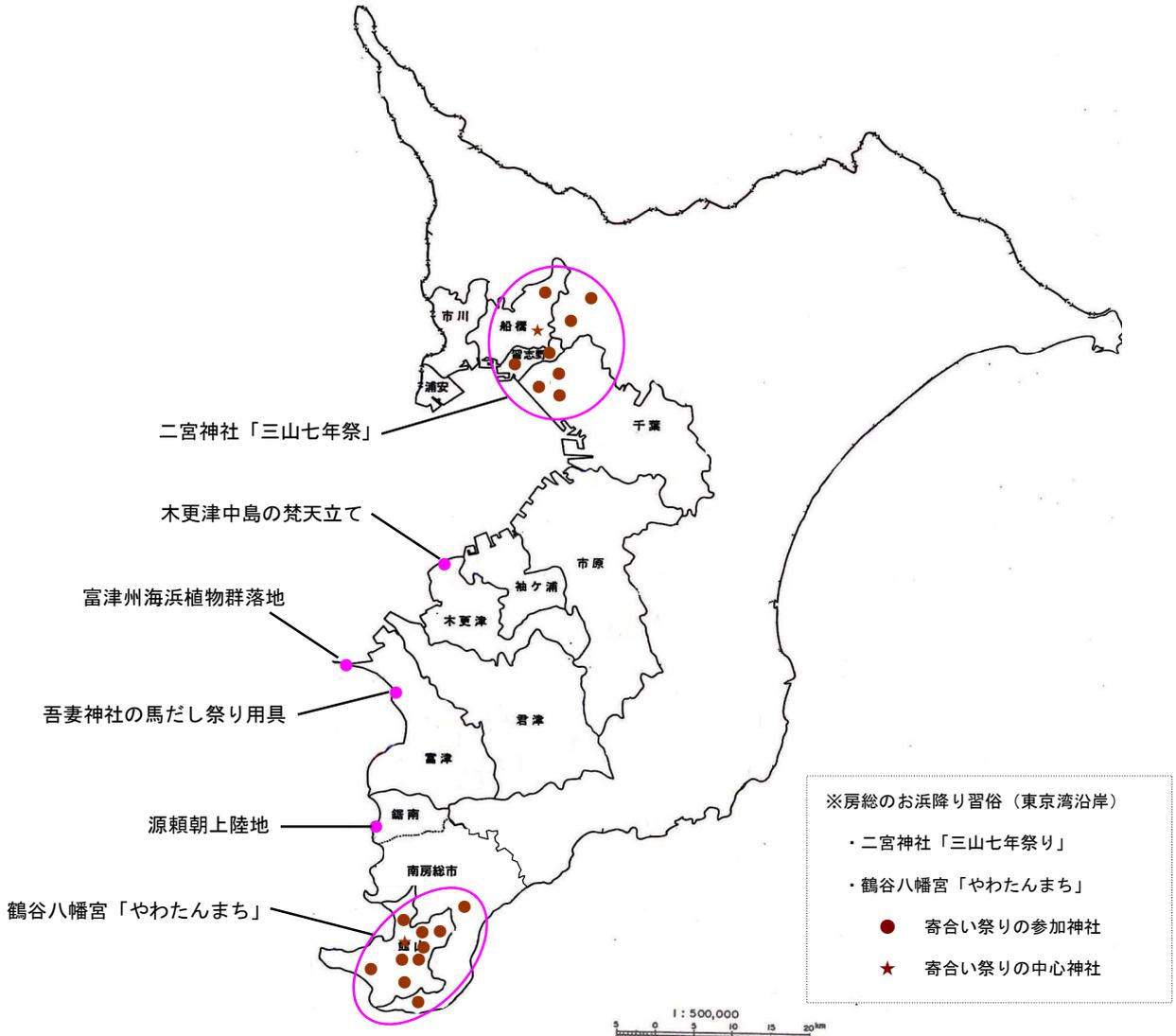
これらの海水浴場は、市町村の観光資源であり、地域振興の源となっているが、近年では海の家などによる海岸の不法占有が問題となっている。

(参考)

東京湾沿岸において、海岸での不法占有は平成10年度で11件、平成13年度で13件であった。件数の内訳としては、海の家・倉庫・ポンツーン等である。なお、件数の内訳に、不法係留船舶は含まれていない。

## 9) 海岸における歴史・文化等

東京湾沿岸には、海水浴場や潮干狩場などのレクリエーション施設と共に、国や県が指定している天然記念物や史跡及び民俗文化財等が広く分布している。また沿岸市町村の海岸では、「お浜降り」といった祭りや数々の歴史が存在し、現在も継承されている。



### 【重要伝統的建造物群保存地区】

	名称	所在地	所有者（管理団体）	指定年月日
県指定重要伝統的建造物群保存地区	吾妻神社の馬だし祭り用具	富津市西大和田 98	吾妻神社	昭 38.5.4

### 【天然記念物】

	名称	所在地	所有者（管理団体）	指定年月日
県指定天然記念物	富津州海浜植物群落地	富津市富津 2342-1 他	国・千葉県	昭 29.12.21

### 【史跡】

	名称	所在地	所有者（管理団体）	指定年月日
県指定史跡	源頼朝上陸地	鋸南町竜島 165-1	国	昭 10.3.26

### ●国による記録選択一覧

### 【無形の民俗文化財】

名称	伝承地	保持者	選択年月日	備考
木更津中島の梵天立て	木更津市中島	中島区	平 4.3.11	未指定
房総のお浜降り習俗 ※	千葉県		平 6.12.17	未指定

出典：「千葉県の指定文化財 第12集 -平成13年度-」（千葉県教育委員会）

図 1-2.38 天然記念物・民俗文化財等分布図

表 1-2.19 海岸にまつわる歴史等

市町村	海岸にまつわる歴史等
浦安市	○漁業権放棄による海面埋立前の浦安の海岸線は、遠浅の海岸線であり魚介類が豊富であったが、現在は高潮等の防災のためのコンクリート護岸に仕切られた。
船橋市	○三田浜塩田 明治14年(1881)ころ子爵仁礼景範によって、官有水面に堤防を築き、塩田の完成後は、自ら塩田経営に当たった。明治17年(1884)になると塩田における製塩は小作人によって行われる。昭和4～5年(1929～1930)の第二次製塩地整理によって廃止された。 ○灯明台 意富比神社(船橋大神宮)の境内にあり、夜間の航行に頼りにしていたのがこの常夜灯だった。慶応4年(1868)の戊辰戦争で社殿ともに失われたが、明治13年(1880)に再建した。現存の灯明台としては最大規模であり、昭和40年に解体修理されたため、外観・内装ともよく整備されている。
袖ヶ浦市	○当市は昭和40年代の埋立て事業に伴い、漁業権を放棄することにより、それまで浅草海苔の養殖や潮干狩り簀立てで賑わった遠浅の海岸は消滅した。
鋸南町	○保田海岸内の保田中央海水浴場は、「夏目漱石」が創作の合間にこの地を訪れ、海水浴を楽しんだのが「海水浴」の始まりとも言われ、鋸南町は「海水浴発祥の地」とも呼ばれている。
富山町	○菊池 寛と岩井海岸 菊池 寛は昭和初年、文士なかままで度々米屋旅館に滞在した。 海岸そばにある「遠あさの海きよらかに・・・」の碑文は菊池 寛自筆色紙の拡大である。
館山市	○地震による地形変化 元禄16(1703)年の元禄大地震により、北条海岸では海岸線が約400m後退、坂田では5mをこえる海岸隆起があった。また、大正12(1923)年の関東大震災に・笠名・大賀の海岸と沖ノ島・高の島の間大きな干潟ができ、そこを埋め立て、昭和5(1930)年に館山海軍航空隊が開隊した。 ○首都防衛の機能 江戸時代後期の異国船出現による海岸警備強化と昭和時代初期の軍備増強のなかで、東京湾口にある鏡ヶ浦沿岸には、砲台の軍事施設がつくられ、江戸・東京という首都を防衛する機能が与えられた。 ○海水浴場としての歴史 北条海岸は、波静かで女性向きの好浴場であるという宣伝のもと、明治34(1901)年には、一夏に数千人の海水浴客が訪れるようになる。また、同じ時期、学生たちによる教練としての水泳が行われるようになり、旧制第一高等学校水泳部などが、水練場を八幡海岸に移した。

資料：市町村ヒアリング結果（平成14年12月）